

## 令和3年度の健康保険組合への実地指導監査の結果について

### 1. 実施状況

令和3年度の実地指導監査(以下「監査」という。)については、厚生労働省保険局保険課長通知の指導方針に基づき実施した。

- ・総合監査 79組合
- ・経理監査 38組合
- ・改善状況確認監査 2組合

(都県別:監査実施件数)

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
総合監査	1	1	1	4	3	53	11	2	0	3	79
経理監査	1	1	1	1	4	20	4	2	2	2	38
改善状況確認監査	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2

### 2. 監査結果

監査を行った組合に対し、改善又は整備が必要な事項について早急に改善等を図り、その結果を報告するよう求めた。  
主な指摘事項については、別紙のとおり。

### 3. 監査を踏まえた取り組み

令和3年度において、以下の取り組みを行った。

- ・監査を行った組合に対し、改善措置状況の報告を文書で求め、今後、同様の指摘事項が生じないよう徹底を図った。
- ・予算編成説明会や講習会において、指摘事項について具体的事例を示して指導を行った。
- ・組合が行う自己点検及び監事監査の際は、指摘事項に留意し、業務の改善を行うよう要請した。
- ・前年度の監査の実施結果をホームページに掲載し、注意喚起を図った。
- ・経理事故の発生を未然に防ぐ観点から、監事との面談をすべての監査時に実施した。
- ・近年、事務処理手順の誤りによる個人情報漏洩等に係る報告が多いことから、関係団体が主催した個人情報保護事務講習会に講師を派遣した。
- ・監査における改善又は整備が必要な事項について、一部の組合において改善等が図られていない状況が見受けられることから、次期監査までに一定の年数がある組合に対し、改善措置状況の報告を文書で求めた。